

大木町議場システム更新業務調達要件仕様書

1. 件名

大木町議場システム更新業務委託

2. 業務目的

経年劣化等により不具合が生じている議場の映像・音声システム関係機器を更新し、新たな機能を追加した議場会議システムに改修を行うことで、円滑な議会運営と町民への情報発信の充実を図ることを目的とする。

3. 本仕様書について

本仕様書は、大木町が実施する本業務にかかるプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、必要最低限の機能的要件を示すものである。このため、本仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要な事項は、提案事業者が提案すること。

4. 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 議場におけるシステム操作機器（操作卓は既存利用）、音響、撮影・映像配信・表示に関する機器の改修又は導入
- (2) 議場の傍聴席モニター設置及びマイク音声等をリアルタイムで字幕表示するシステムの導入
- (3) 議会の映像及び音声を実タイムで配信するためのシステム導入
- (4) 議会映像データの加工・検索及び議事録検索システムの導入
- (5) 既存のペーパーレス会議システムとの映像連携

5. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日

6. スケジュール

- (1) 設置期間 令和6年12月議会（会期予定12月4日～12月10日）、令和7年3月議会（会期予定3月3日～3月19日）の会期中を除いた期間とする。ただし、臨時議会が開催される場合及び会期中でも議場を使用しない場合での作業については別途協議する。
- (2) 試行期間 システム更新完了後、音声システム及び内部映像システムの試行を行う。
- (3) 運用開始 試行期間を経て年度内に更新を完了し、新年度からの議会（6月議会

予定)より運用開始

7. 履行場所

福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 2 5 5 番地 1 大木町役場 3 階議場等

8. 基本要件

- (1) 基本的には、議会本会議場の音響・録音システム、映像・録画システム及び残時間システムの更新導入に加えて、録音・録画したシステムの運用を効率的に行えるソフト等の導入を行うものである。
- (2) 新たな機器及びシステムの導入において、不要となる既存機器等の撤去・処分を適正に行うこと。
- (3) 本会議場のスペース、備品（机等）などのほか、現場の施設状況を考慮し、本会議場の改修は必要最小限に努めること。
- (4) 機器等は、省電力、省スペース及び容易にメンテナンスが可能であること。
- (5) 制御システムの操作については、専門的知識のない職員でも簡単に操作ができる機器及びシステム構成であること。なお、可能な限り議場内 1 名でのオペレーションが可能な構成とすること。
- (6) システム制御 P C 及び音声回線は冗長化され、障害発生時にも安定した議会運営が可能であること。
- (7) 制御システムはメンテナンス性・互換性を考慮し、Windows 仕様の P C を使用するものとし、不意のアップデートによるトラブルを防げるよう設定すること。ただし、メーカーサポート期限のあるもの（O S 等）は移行対応を無償で行え、切れ目のないサポートを受けられること。
- (8) システムのトラブル発生時には、迅速な対応が行えること。

9. 調達概要

(1) システム内容

●音響機器

- ① 可能な限り有線・非有線方式の両方で対応可能な会議マイクシステムであること。
- ② メンテナンス性を考慮した会議マイクシステムであること。
- ③ マイクの本数は議長席 1 台、局長席 1 台、演壇 1 台、質問者席 1 台、議員席 12 台、執行部席 17 台の計 33 台とすること。
- ④ 発言可能時は会議マイクユニットにランプが点灯すること。
- ⑤ マイクは、議長席・演壇・質問者席はロングタイプとし、根本と口元が曲がる 2 段階フレキに対応していること。
- ⑥ 会議マイクユニットには、オートゲイン機能を有し、マイク音量の自動調整が行えること。また、個別音量調整も可能なこと。また、スピーカー音量は、会議場と傍聴

席は独立して音量調整が可能なこと。

- ⑦ マイクコントロール装置には、デジタルハウリングプロセッサー、ディエッサー、ローカットフィルター（ハイパスフィルター）、イコライザーの機能を有すること。（音声のノイズ、ハウリング等が起きないように音質に配慮すること。）
- ⑧ マイクコントロール装置の外部入力系統、出力系統については、十分な数を確保すること。また、内部でマトリクスを構成できること。
- ⑨ マイクコントロール装置本体でUSBとSDの録音が可能なこと。リレー録音、同時録音が可能なこと。
- ⑩ 会議マイクユニットの音声・制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ⑪ 基本的なマイク操作は職員で操作を行うが、会議マイクユニットは手元での手動操作が可能であること。また、手動操作した場合にテロップ反映と連携可能であること。
- ⑫ スピーカーは議場内に4台、傍聴席に3台を設置すること。ただし、音響確認による聞き取りやすさ及び機器の性能を考慮した結果、指定の数に満たない場合であっても可とする。

●映像機器

- ① 議場内に、フルHD固定PTZカメラ3台を設置すること。
- ② SDIとHDMIを同時に出力できること。
- ③ 手動操作が可能であること。
- ④ 現状の議場の照明を用いても十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ⑤ 庁舎内のテレビ（庁舎1階ロビー設置）に中継配信が出来ること。
- ⑥ 議会映像は町のホームページを利用しリアルタイムで配信を行う予定としており、外部2系統以上への配信を可能とすること。なお、配信先への接続に別途機器が必要な場合は、合わせて見積もること。
- ⑦ ライブ配信時に発言者の言語をリアルタイムで表示できるシステムとすること。なお、議会映像については、録画による配信も予定していることから、録画映像編集作業及び録画字幕作成も行えるシステムとすること。

●録音・録画機器

- ① 議会の音声をマイクコントロール装置にあるSDカードとUSB端子でデュアル録音若しくはリレー録音を可能とすること。また、マイクコントロール装置の録音以外に1台のメモリーレコーダーを設置し、ソフトウェアによる制御ができること。
- ② 記録媒体はそれぞれ64GB以上のメモリーカード、USBを用意すること。
- ③ 業務用のハードディスクを設置し、外部制御を行えること。また、カメラ映像はダイレクトに録画できること。

- ④ 中継映像と議場内音声は確実に連動可能とすること。

●マイク及びカメラ・テロップ等の制御操作システム

- ① 可能な限り議会運営に必要な操作を一元管理することができるソフトウェアとすること。また、制御操作はタッチパネル方式を基本とし、マウス・キーボードでも操作が可能であること。
- ② モニターには議場内の座席レイアウト（議長席、演壇、質問席、議員席、執行部席）を表示したボタン操作ができること。また、マイク・カメラ・テロップが連動すること。
- ③ タッチパネルとは別に映像確認モニターを設置し、分割でカメラ状態を確認できること。
- ④ カメラのパン・チルト・ズームの操作、プリセットの設定・呼び出しがソフトウェア上で可能なこと。
- ⑤ 録音・録画機器の残量が少なくなった場合はアラートで知らせること。
- ⑥ テロップ機能は、議員氏名及び執行部役職などをあらかじめ登録しておき、マイクとカメラの連動したボタン操作から映像表示できること。
- ⑦ 上記以外に各種メッセージ等の表示が可能であることが望ましい。
- ⑧ 座席レイアウトは複数パターンが設定でき、簡単に切り替えができること。
- ⑨ 座席の氏名登録や簡易な変更は、職員が簡単な作業で変更や追加が可能であること。また、表示文字は J I S 第 2 水準及び外字に対応すること。
- ⑩ 会議中の操作ログを記録し、会議終了後に議事経過として出力し、議事録作成に活用できることが望ましい。
- ⑪ 制御操作システムに障害が生じた場合でも、マイクの使用及び音声録音が可能であり、議会運営に支障をきたさないこと。
- ⑫ 瞬停や停電を考慮し、一定時間の電源を確保できるように無停電電源装置を設置すること。
- ⑬ 残時間表示は発言者名を表示し、開始・一時停止などが可能であり、カラーユニバーサルデザインを採用した色使いであること。
- ⑭ 指定した残り時間を経過したときは、音や色で残り時間が少ないことを知らせること。
- ⑮ 場内アナウンス、資料の表示、時計の表示が可能であること。
- ⑯ マイク点検機能の他にシステム点検機能を有し、ログを出力できること。

●場内モニター設備

- ① 議場内に場内表示用として 50 型以上のモニター 4 台を設置すること。また、設置に必要な機器及び工事費用も含むこと。（設置場所については壁掛け型・据え置き型・

移動型など本町と協議のうえ決定。)

- ② 議長席、質問席には質問残時間等が分かるように、小型のモニターを設置すること。

●その他

- ① システムは会議場外に設置されている会議中表示板と連携できること。
- ② 既存のペーパーレス会議システム (Smart Discussion) との連携 (モニターへの表示) ができること。

(2) 設置工事関係

- ① システム構築上必要な工事に関すること (配線ルート、敷設方法など) は、本町と協議のうえ実施すること。なお、映像配信用として別途光回線工事を行うこと。
- ② 電源の配線やLAN配線等については、極力目立たないように考慮すること。
- ③ 機器接続等に要するケーブル、コネクタ等の資材及び配線作業の費用も全て含むこと。
- ④ 既設の配線穴等を隠す必要がある場合の資材 (補修プレート等) も含むこと。
- ⑤ 既存の機器については、本町と協議のうえ撤去・廃棄し、その費用も全て含むこと。

(3) 保守・修理・メンテナンス

- ① 本業務における調達終了後も保守・修理・メンテナンス対応が可能であること。
- ② 保守契約等については別途契約するものとするが、その際の保守 (サポート) 体制とその費用について明らかにすること。

10. 業務体制

(1) 管理体制

- ① 本業務に関し責任者を置くこと。また、当該責任者は原則として提案から契約締結、その後の本格運用開始まで同一人物とすること。
- ② 主要メンバーを記載した体制図を作成し提出すること。
- ③ 作業スケジュール等を記載した作業計画書を提出すること。

(2) 運用テスト

- ① 稼働前に運用テスト計画書を作成し、テスト項目に記載される全項目が正常であることの検証を行い、テスト結果報告書を提出すること。

(3) 運用立会

- ① 稼働後における議会において担当者の立会を行うこと。

11. その他

- ① 提案者は、契約後、工程表、納入仕様書、システム系統図及び施工図を作成するこ

と。また、議場内及び庁舎内の接続先への系統図等も作成すること。

- ② 業務完了時に完成図書（システム系統図、配線図、施工図等）を２部、機器設備等に係る運用操作マニュアル２部を提出し、同データを記録媒体に保存したものを２部提出すること。
- ③ 引き渡し後であっても、本設備の機器等の操作、保守、修理等に関する技術的相談を随時受け入れられる体制をとること。
- ④ メーカー保証期間中に設備等の障害が発生し、修理及びサポートの依頼があった場合には、早急に復旧できるように、一次訪問対応できる体制をとること。この場合には、再発防止策を講じるとともに、障害の原因及び対処内容を記載した報告書を提出すること。
- ⑤メーカーによる補償は、引き渡し後最低１年間とすること。
- ⑥機器物品の単価明細を提出すること。単価については、定価と納入価格を明記し、また、提案の機能ごとに係る費用を積算するなど、機能と費用の関係が直接的かつ相関的にわかるようにすること。（定価のないものについては納入価格の明記のみで可とする。）